

次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務
提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務」の委託の相手方を選定するための企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該企画競争については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則（平成7年規則第79号）その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務名

次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務

2 業務目的

札幌市では、まちづくりの中長期の基本指針として、それまでの「札幌市基本構想」と「第4次長期総合計画（以下、「4次長総」という。）」に替わり、平成25年（2013年）からは、令和4年度（2022年）までの10年を計画期間とする「札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下、「現ビジョン」という。）」を策定し、市の最上位の総合計画として位置づけ推進してきたところである。こうした中、札幌市ではここ数年のうちに人口減少に転じることが見込まれるなど、時代の大きな転換期を迎えており、新しい時代に対応したまちづくりを総合的・計画的かつ速やかに進めていくため、「現ビジョン」の改定を計画期間より1年早い、市制100周年となる令和4年（2022年）に行うこととしている。そのため、次期札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下、「次期ビジョン」という。）」の検討を進めるための基礎資料等として活用するため、札幌市の今後のまちづくりに関する市民意識の調査・分析等を行うものである。

（※）「現ビジョン」については、札幌市ホームページ「札幌市まちづくりビジョン」を参照のこと。<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/>

3 業務の内容

業務の内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

4 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

5 予算規模

9,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限額とする。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

7 公募型企画競争において提案を求める項目

- (1) 業務の実施方針について
提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提案すること。
- (2) 市民及び札幌市職員に対するアンケート調査・分析
効果的・効率的に市民のニーズ・意見を把握するために適切なアンケート調査を企画する際の視点や考え方について提案すること。また、回答の効果的な集計・分析方法を提案すること。
- (3) 市民ワークショップの企画運営について
2 個のテーマ（「若者が考える札幌市の SDG s」及び「共生社会の実現」）で実施する際の参加者同士の議論を活性化させる手法や、効果的な参加市民ニーズ・意見の収集方法について提案すること。また、追加テーマの提案がある場合は、その内容や狙いを提案すること。
- (4) 有識者へのヒアリングについて
有識者選定のポイントや、ヒアリングを行う際の視点や考え方について提案すること。
- (5) 「次期ビジョン」策定フレームの考察
「次期ビジョン」策定に向け、計画策定に関する他都市の動向調査や、将来の社会経済情勢の動向調査について、視点や考え方、手法を提案すること。

(6) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

(7) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて

本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。

8 申し込み方法

企画競争参加者は、以下のとおり企画書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年4月14日（火）～令和2年4月27日（月）17：00 必着

(2) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階
まちづくり政策局 政策企画部 企画課（担当：滝口・菅原）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出書類

ア 企画書（自由様式） 10部

作成にあたっては、下記「9 企画書の作成」によること。

イ 参加意向申出書（様式1-1）及び会社概要（様式1-2） 各1部

ウ 見積書（自由様式） 1部

※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

9 企画書の作成

企画書の作成にあたっては、以下に従うこと。

(1) 作成要領

ア 表紙をつけ、表題として「次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務」と記載すること。

イ 1部は、社名を表紙に記載し、併せて提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。

ウ 表紙に社名を記載しない企画書を9部作成すること（これを「副本」という。）。

エ 企画書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、

「弊社」若しくは「△△社」、氏名については「□□」等、特定できない表現で記載すること。

オ 提出できる企画書は、1 提案者につき 1 式までとする。

カ 体裁は下記のとおりとする。

(ア) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(イ) 文字サイズは、10.5 ポイント以上とすること。

(ウ) 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

(エ) 表紙・目次、添付書類一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を振ること。

キ 執行体制、実施方法概要、業務スケジュール、費用について示すこと。費用については、8 - (4)-ウの見積書と同額となるよう留意すること。

ク 難解な表現は避け、図解などを活用したわかりやすい説明に努めること。また、専門用語などの難解な用語には脚注などによる説明を付記すること。

ケ 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

(2) その他注意事項

ア 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。

イ 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする(必要な改変、複製を含む)。

ウ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)等に基づく請求などにより、公開される場合がある。

エ 提案者は、委託者に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業において公表が必要と認められる場合は、委託者は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。

カ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

キ 採用された企画の使用権は、委託者に帰属する。

ク 企画書等、本企画競争に係る書類の作成、提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

10 質疑等の受付

本業務及び企画競争についての質疑等は、別紙「質問票」（様式2）に記載の上、提出すること。

(1) 提出期限

令和2年4月21日（火）必着

(2) 提出方法

電子メールとする。

(3) 回答

回答は電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、質問の要旨とあわせてホームページで公開する。なお、提出期限までに到着しなかった質問票については、回答しない。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、「12 評価基準」により、(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「6 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 提出された企画書等により書類審査を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は3名までとする。

ウ ヒアリングは1者約30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。ただし、最終審査の対象者数等により、1者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある。なお、説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。

エ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

なお、最終審査の結果に関する質問については、「15 問い合わせ先」において、

受け付ける。

オ 原則、ヒアリングを想定しているが、状況に応じて書面会議により最終審査とする場合もある。なお、書面会議を開催する際には、別途、企画提案者に審査方法等について通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和2年5月7日（木）

イ 最終審査（ヒアリング又は書面会議） 令和2年5月11日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 最終審査において、最低基準点を超えた者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、実施委員会の協議により決定する。

(3) 企画提案への参加者が1者となった場合で、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 業務の実施方針について <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容を十分に理解しているか。 	10
(2) 市民及び札幌市職員に対するアンケート調査・分析について <ul style="list-style-type: none"> ・調査票は、業務目的を達成するのに効果的な設問内容かつ適切な項目数となっているか。また、回答様式的设计は、回答者にとって回答しやすいものとなっているか。 ・回答の集計・分析に用いる手法は、業務目標を達成するのに効果的なものとなっているか。 	25
(3) 市民ワークショップの企画運営について <ul style="list-style-type: none"> ・2個のテーマ（「若者が考える札幌市のSDGs」及び「共生社会の実現」）で実施する際の参加者同士の議論を活性化させる手法や、参加市民ニーズ・意見の収集方法が効果的なものとなっているか。追加テーマの提案がある場合は、その内容や狙いが、「次期ビジョン」策定に有益なものとなっているか。 	25
(4) 有識者へのヒアリングについて <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの実施体制は妥当なものか。 ・有識者選定の考え方や、ヒアリングの項目の考え方は効果的なものとなっているか。 	10
(5) 「次期ビジョン」策定フレームの考察について <ul style="list-style-type: none"> ・他都市における長期総合計画等の策定の動向調査の手法について、効果的なものとなっているか。 ・「次期ビジョン」で踏まえるべき、将来（10年後及びさらに長期）の社会経済情勢の動向調査の手法について、効果的なものとなっているか。 	10
(6) 独自提案について <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。 	10
(7) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な実績があるか。 ・業務全体を円滑に進められる体制、執行スケジュールが提案されているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の受付期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。
- (2) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生するすべての権利は札幌市に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、委託者及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (3) 契約の相手方は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階

まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：滝口、菅原）

電話：011-211-2192 ファクス：011-218-5109

メールアドレス：ki.kikaku@city.sapporo.jp